

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう 障害者差別解消法って？

■ 「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

障害者差別解消法（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害のある人にかかわらず、すべての人がお互い的人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

障害のある人への「不当な差別的取りあつかい」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています！

ふとう さべつてき 不当な差別的取りあつかい

せいとう りゆう
正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人には付けられないような条件を付けたりすることです。

ごうりてきはいりょ ふていきょう 合理的配慮の不提供

しょうがい ひと なん はいりょ もと いし
障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことです。

「合理的配慮」をご存じですか？

日常生活や社会生活において提供されている設備やサービスを利用するとき、障害のない方は簡単に利用できても、障害のある方にとっては利用が難しく、結果として障害のある方の活動が制限されてしまう場合があります。

「合理的配慮」とは、行政機関や事業者などが、障害のある方から活動を制限する社会的設備や制度、慣行・観念などの社会的バリア（障壁）を取り除くための対応の申し出があったとき、過度でない範囲で対応することです。



手助けを必要としている
障害のある全ての方が対象です

合理的配慮が必要な「障害者」とは、障害者手帳をお持ちの方だけでなく、体や心の働きに障害のある方で、その障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活で制限を受けている全ての方を指します。



目的の営利・非営利を問わず、
合理的配慮の提供が必要です

合理的配慮を提供しなければならない「事業者」とは、企業や団体・店舗など、営利・非営利や個人・法人を問わず、同じサービスを反復継続する意思をもって行う方です。個人事業主やボランティア活動を行うグループなども含まれます。

例えばこんな「合理的配慮」の提供があります

出典：内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」をもとに作成

ケース1 飲食店を利用したいAさん(肢体不自由の方)

飲食店のいすへの移動が困難だから
車いすのまま食事をしたい

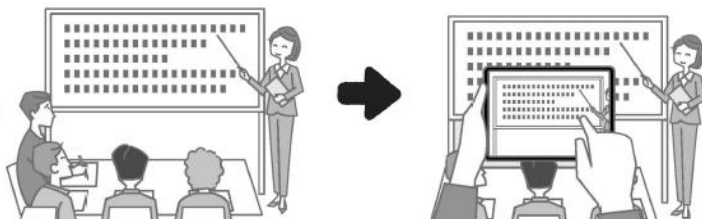


解決

テーブルに備え付けのいすを片付け、車いすのまま着席できるスペースを確保した。

ケース2 セミナーに参加しているBさん(学習障害のある方)

文字の読み書きに時間がかかるので、ホワイトボードの文字を最後まで書き写すことができない



解決

書き写す代わりに、スマートフォンやタブレットなどでホワイトボードを撮影できることとした。

私たちが今日からできる配慮

視覚障害

特性

視力や視野など、見る機能についての障害です。視覚から情報を得られず他の感覚を活用する人もいれば、適切な配慮や器具によって視覚の一部を活用できる人もいます。

配慮の一例

- 「こちら」「あちら」などの指示語ではなく、「30センチメートル右」「2歩前」というように、位置関係を分かりやすく伝える。
- パソコンなどで音声読み上げ機能を使うように資料のテキスト形式のデータを提供する。



肢体不自由

特性

四肢(手や足)、体幹などにまひや欠損などの障害がある状態をいいます。

配慮の一例

- 車いすを使用している人のために、車いすのまま机の下に足が入るようにするなど、窓口や机などの構造や位置に配慮する。
- その人に応じた読み書きの際の代筆・代読、手助けなどを行う。また、時間に余裕を持って対応をする。



聴覚障害

特性

聞くことだけでなく、会話をする、情報を得ること、伝えることが困難な障害です。

聴覚障害の状況は人によって異なり、全く聞こえない人も、補聴器なしで会話聞き取れる人もいます。



配慮の一例

- 聴覚障害のある人と音声で対話する際は、ゆっくり、はっきり、口元が見えるように対面で話をする。
- 難聴者や補聴器などで聴力を補っている人には、できるだけ騒音や雑音の少ない場所で対応する。
- 状況に応じて筆談、手話通訳、要約筆記などの利用も検討する。



精神障害

特性

統合失調症、うつ病、パニック障害、てんかん発作など、さまざまな疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。

配慮の一例

- 細かく決まった時間や多人数の集団で行動することが難しいときには、時間やルールなどの柔軟な運用を行うようにする。
- 情緒不安定になりそうなときには、別室などの落ち着ける場所で休めるようにする。



知的障害

特性

知的機能の障害が発達期に表れ、日常生活や社会生活に支障が生じている状態をいいます。不安なときに奇声を発したり、問題行動を起こしたりします。

配慮の一例

- ゆっくりはっきり、やさしい言葉で分かりやすく伝える。
- こだわりやおうむ返しなど、個々の特性があるので、丁寧に対応する。



○ 困ったときはご相談ください

【流山市役所 障害者支援課 (流山市障害者虐待防止センター)】

〒270-0192流山市平和台1-1-1

TEL: 04-7158-1111 (代表) 04-7150-6081 (直通)

FAX: 04-7158-2727

【相談窓口 (障害者相談支援事業委託事業所)】

■西深井地域生活支援センターすみれ

〒270-0107流山市西深井390-1

TEL: 04-7154-6202 FAX: 04-7192-6200

■相談支援センター まほろば

〒270-0135流山市野々下1-319

TEL: 04-7196-7803 FAX: 04-7147-2680

■相談支援事業所PHARE

〒270-0163流山市南流山1-14-8

ロジカル南流山101

TEL: 04-7136-2933 FAX: 04-7136-2644